

6 注意事項

- ▶申請者は、必ず建災防本部ホームページに掲載してある同意書の内容を理解した上で申請を行ってください。
- ▶対象は、既存不適合機械等の買換、改修です。これらの機械等を所有していない方の新規購入にかかる経費は、対象外となります。
- ▶交付決定日より前に購入等を行った場合は、間接補助金の交付を受けることができません。
- ▶間接補助金は、後払い(精算払い)となります。最新の構造規格に適合した機械等へ改修、買換えた後に実績報告書等を提出し、検査を受けた結果、不備がないと確認されて、はじめて支給されます。

古 → 新
改修・買換が
対象です



7 申請書類の提出チェックシート

【注意事項】

Web登録日から14日以内に郵送で提出すること。なお、各様式の社印等などは、省略して構いません。

提出書類の種類		チェック欄
1	令和3年度間接補助金交付申請書(様式1)	☐
2	令和3年度既存不適合機械等更新支援補助金交付申請における確認申立書(様式1の4) ※記入方法については、様式1の4の裏面の説明を確認すること。	☐
3	雇用労働者数が確認できる資料 ※次のうち、どれか1つを提出すること。 ■ 労働保険 概算 / 増加概算 確定保険料申告書 ■ 労働保険料等算定基礎賃金等の報告 ■ 労働者災害補償保険特別加入証明書 ■ 労働者名簿 ■ 賃金台帳	☐
4	見積書 ※車体、クレーン、過負荷防止装置、追加安全措施のそれぞれ金額が分かるものを提出すること。	☐
5	過負荷防止装置を備える移動式クレーンの型式がJCAS規格に適合する旨を証明するメーカーが発行する証明書等 ※販売店等を通して各メーカーから取得すること。	☐
6	過負荷防止装置を備える移動式クレーンのつり上げ荷重、つり上げ容量、追加安全措施が記載された仕様書等 ※販売店等を通して各メーカーから取得すること。	☐
7	既存(現在所有している)クレーンの製造年月の分かる銘板の写真	☐

※提出等に当たっては、必ず当該補助金事業の「実施要領」、「交付規定」、「同意書」をお読みください。

記入漏れがないか、確認してください!!



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

建設業労働災害防止協会(略称:建災防)

令和3年度既存不適合機械等更新支援補助金事業

積載形トラッククレーン過負荷防止装置の
買換、改修経費の補助金

Web登録期間: 5月7日(金)～7月8日(木)

※予算を大幅に上回る申請があった場合、上記期間中であっても公募を中止することがあります。

既存不適合機械等更新支援補助金(以下「補助金」という。)事業では、国に代わって建設業労働災害防止協会(以下「建災防」という。)が既存不適合機械等を所有する中小企業者等に対して、最新の構造規格に適合したものに買換、改修する経費に補助金を交付します。

1 対象となる申請者

(1)労働保険に加入している次の企業

業種	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
①製造業、建設業、運輸業、その他の業種(②～④を除く)	3億円以下	300人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下

(2)労災保険に特別加入している個人(労働者災害補償保険法第35条第1項の規程により労災保険の適用を受けることとされた者)

(3)その他厚生労働大臣の承認を得て建災防が適当と認める者

2 補助対象及び補助金交付額の概要

(1)対象 ※交付決定日より前の買換・改修は、対象となりませんのでご注意ください。

①既存不適合機械等の買換

改正移動式クレーン構造規格(平成30年3月1日適用)に規定する過負荷防止装置を備えていない既存の移動式クレーン(つり上げ荷重が3t未満)から、構造規格を上回る「積載形トラッククレーン」への買換、改修

②構造規格を上回る追加安全措施基準

過負荷となった場合に警報を発し、かつ停止する機能を有し、(一社)日本クレーン協会規格JCAS2209-2018「積載形トラッククレーン過負荷制限装置の基準」に適合

(2)補助金交付額

①1機械あたりの上限:500,000円(補助対象経費「上限1,000,000円」の1/2)

②同一申請者あたりの合計額の上限:1,500,000円

